

501-
岐阜市

岐阜 個 第 号
令和 4 年 6 月 24 日

(整理番号)

殿

岐阜 税務署長



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
所得税 及び復興特別 所得税	令和 1年分 令和 2年分 令和 3年分	令和 1年分 令和 2年分 令和 3年分
消費税 及び地方消費 税	自令和 3年 1月 1日至令和 3年12月31日課税期間分	自令和 3年 1月 1日至令和 3年12月31日課税期間分
源泉所得 税及び復興 特別所得 税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税 及び復興特別所得税	自平成31年 1月10日至令和 4年 3月10日に法定納期限 が到来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以上	以上

備考	
----	--